

## ⑥ 在宅がん医療総合診療料の見直し

### 第1 基本的な考え方

在宅医療における小児がん診療のニーズが高まっていることを踏まえ、在宅がん医療総合診療料について、小児に対するがん診療に係る評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

在宅がん医療総合診療料について、小児に係る加算を新設する。

改定案	現行
【在宅がん医療総合診療料】 [算定要件] <u>注6 15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対して総合的な医療を提供した場合には、小児加算として、週に1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。</u>	【在宅がん医療総合診療料】 [算定要件] (新設)